

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 関税定率法第 4 条各号関係</p> <p>(イ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる買手により提供された物品又は役務に要する費用の取扱いについて (事例15)～(事例17) (省略)</p> <p><u>(事例18) 輸入貨物（アクセサリー）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（工具）に要する費用（解説 24.1）</u></p> <p>(事例19) 輸入貨物（DVD）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスター・テープに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料（事例研究 8.2）</p> <p>(ロ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入貨物に係る」の解釈について</p> <p>(事例20) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.10）</p> <p>(事例21) 買手が特許濃縮液を希釀・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.4）</p> <p>(事例22) 買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.9）</p>	<p>(別紙)</p> <p>関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 関税定率法第 4 条各号関係</p> <p>(イ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる買手により提供された物品又は役務に要する費用の取扱いについて (事例15)～(事例17) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事例18) 輸入貨物（DVD）の生産に使用するために買手により無償提供された役務（マスター・テープに収録された音楽ビデオクリップ集）に要する費用：当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料（事例研究 8.2）</p> <p>(ロ) 関税定率法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入貨物に係る」の解釈について</p> <p>(事例19) 売買に関する条項を含むライセンス契約に基づき買手が著作権者・商標権者である売手に対して支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.10）</p> <p>(事例20) 買手が特許濃縮液を希釀・販売する権利に対し売手（特許権者）に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.4）</p> <p>(事例21) 買手が売手（商標権者）から化学薬品の主要原料を輸入しているものの、一般的に入手可能である等売手から購入しなければならない事情がない場合における化学薬品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見 4.9）</p>

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財閥第876号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(事例23) 買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.5）	(事例22) 買手が売手（商標権者）から化粧品の必須原料の一部を輸入しているに過ぎない場合における化粧品に付された商標に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.5）
(事例24) 買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釀・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ（勧告的意見4.6）	(事例23) 買手が売手（商標権者）に濃縮果汁を希釀・販売する権利に対して支払うものであるが、一部に商標を添付しないで販売している場合のロイヤルティ（勧告的意見4.6）
(ハ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」の解釈について	(ハ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」の解釈について
(事例25) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.1）	(事例24) 買手が売手の要請に応じ特許権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.1）
(事例26) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.3）	(事例25) 買手が特許権者に支払うものであるが、特許製法実施のための機械の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.3）
(事例27) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.8）	(事例26) 買手が商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.8）
(事例28) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見4.7）	(事例27) 売手がライセンス契約に基づいて設定された自ら保有する著作使用権を、売買契約に基づき買手に再実施許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見4.7）
(事例29) 売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見4.12）	(事例28) 売買契約に基づき売手（特許権についての専用実施権者）が買手に通常実施権を許諾した場合に売手が買手に要求するロイヤルティ（勧告的意見4.12）
(ニ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」に対する「特殊関係」の影響について	(ニ) 関税定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入取引の条件」に対する「特殊関係」の影響について
(事例30) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.11）	(事例29) 売手及び買手のいずれもが商標権者の子会社である場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ（勧告的意見4.11）
(事例31) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.13）	(事例30) 買手が親会社である商標権者に支払うものであるが、商標の付された貨物の売買契約とは関連のないロイヤルティ（勧告的意見4.13）

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財閥第876号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p>(事例<u>32</u>) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究2.1）</p> <p>(事例<u>33</u>) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究2.2）</p>	<p>(イ) 関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて</p> <p>(事例<u>31</u>) 買手が売手に支払う輸入貨物（鶏肉）の再販売収益（事例研究2.1）</p> <p>(事例<u>32</u>) 買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等（事例研究2.2）</p>
<p>(2) 関税定率法第4条第2項関係</p> <p>イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p>(事例<u>34</u>) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号 又は第2号該当性（事例研究3.1）</p>	<p>(2) 関税定率法第4条第2項関係</p> <p>イ 関税定率法第4条第2項第1号に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての「制限」及び同項第2号に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする「条件」について</p> <p>(事例<u>33</u>) 輸入取引に関する事情の関税定率法第4条第2項第1号 又は第2号該当性（事例研究3.1）</p>
<p>ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>(事例<u>35</u>) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究9.1）</p> <p>(事例<u>36</u>) 関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究11.1）</p>	<p>ロ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」について</p> <p>(事例<u>34</u>) 独占販売者により輸入される貨物（自動車）の課税価格（事例研究9.1）</p> <p>(事例<u>35</u>) 関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する「直接又は間接に支配している場合」（事例研究11.1）</p>
<p>ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>(事例<u>37</u>) 関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究10.1）</p>	<p>ハ 関税定率法第4条第2項第4号に規定する売手と買手との間の「特殊関係」による取引価格への影響について</p> <p>(事例<u>36</u>) 関税定率法第4条第2項第4号に規定する特殊関係による取引価格への影響（事例研究10.1）</p>
<p>2. 関税定率法第4条の2関係</p> <p>(1) 関税定率法第4条の2第1項関係</p> <p>(事例<u>38</u>) 関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」（解説1.1）</p>	<p>2. 関税定率法第4条の2関係</p> <p>(1) 関税定率法第4条の2第1項関係</p> <p>(事例<u>37</u>) 関税定率法第4条の2に規定する「同種又は類似の貨物」（解説1.1）</p>
<p>(2) 関税定率法第4条の2第2項関係</p> <p>(事例<u>39</u>) 関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説10.1）</p>	<p>(2) 関税定率法第4条の2第2項関係</p> <p>(事例<u>38</u>) 関税定率法第4条の2第2項に規定する取引段階又は取引数量の差異による価格差の調整の要否（解説10.1）</p>
<p>3. 関税定率法第4条の3関係</p>	<p>3. 関税定率法第4条の3関係</p>
<p>4. 関税定率法第4条の4関係</p> <p>(事例<u>40</u>) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究</p>	<p>4. 関税定率法第4条の4関係</p> <p>(事例<u>39</u>) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1)（研究</p>

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2.1)</p> <p>(事例41) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2) (事例研究 4.1)</p> <p><u>(事例42) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格 (勧告的意見 22.1)</u></p>	<p>2.1)</p> <p>(事例40) 貸貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2) (事例研究 4.1)</p> <p>(新設)</p>
<p>注記 (省略)</p> <p>(事例 1) ~ (事例 17) (省略)</p> <p><u>(事例 18) 輸入貨物（アクセサリー）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（工具）に要する費用</u></p>	<p>注記 (同左)</p> <p>(事例 1) ~ (事例 17) (同左)</p>
<pre> graph TD     subgraph "売買契約"         direction TB         B["買手B (本邦)"]         S["売手S (製造業者) (E国)"]         B -- "アクセスサリー" --&gt; S         B -- "貨物代金" --&gt; S         S -- "工具" --&gt; TM["工具メーカー (E国)"]         TM -- "金型" --&gt; MM["金型メーカー (本邦)"]     end     MM -- "金型代金" --&gt; B     MM -- "工具代金" --&gt; B   </pre>	

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

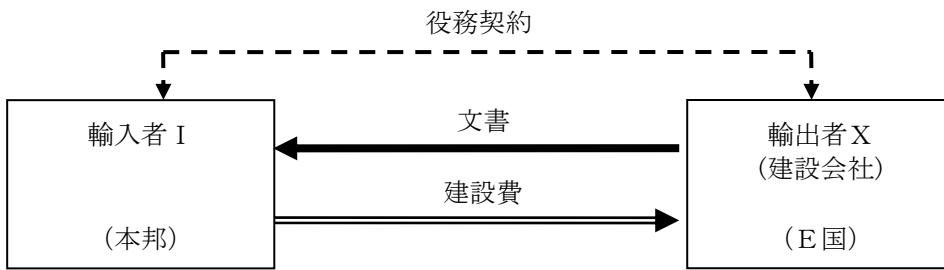
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>【事実関係】</b></p> <p>1. 本邦の卸売業者 B（買手 B）は、特殊関係にない E 国の製造業者 S（売手 S）と締結した売買契約に基づき、売手 S からアクセサリーを購入（輸入）する。</p> <p>2. 買手 B は、特殊関係にない E 国の工具メーカーから輸入貨物の生産に使用される工具を購入し、売手 S に無償で提供した。</p> <p>3. 当該工具の購入にあたり、買手 B は、特殊関係にない本邦の金型メーカーから当該工具の生産に必要な金型を購入し、工具メーカーに無償で提供した。</p> <p>4. 買手 B と売手 S との間の上記輸入取引に関し、関税定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第 4 条第 1 項の規定により計算される。</p> <p><b>【問】</b></p> <p>上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第 4 条第 1 項の規定により計算するにあたり、買手 B から売手 S への現実支払価格に含まれていない、買手 B が売手 S に無償提供した工具の費用及び買手 B が工具メーカーに無償提供した金型の費用は、どのように取り扱われるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <p>1. 買手 B が売手 S に無償提供した工具は、輸入貨物の生産に使用された工具であることから、関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ロに該当する。当該工具は買手 B と特殊関係にない工具メーカーから取得されていることから、取得価格が課税価格に含まれる。</p> <p>2. 買手 B が工具メーカーに無償提供した金型は、輸入貨物の生産に使用される工具を生産するためのものである。当該工具の取得価格には当該工具の取得に関連して買手により負担される全ての費用が含まれることから、当該金型の費用は、上記工具の取得価格の一部を構成し、課税価格に含まれる。</p> <p>なお、買手 B が上記工具及び上記金型を提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。</p>	

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>【関係法令通達】</b>  <u>関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号、関税定率法基本通達 4-12</u></p> <p><u>注記</u>      本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p> <p>(事例 19) ~ (事例 41) (省略)</p> <p>(事例 42) 工業用プラントの建設に付随して輸入される文書の課税価格</p>  <pre> graph TD     subgraph " "         direction TB         I1[輸入者 I （本邦）] --- R1[役務契約]         I1 &lt;--&gt; 文書  EX[輸出者 X （建設会社） （E国）]         I1 --&gt; 建設費  EX     end </pre> <p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の建設会社 I (輸入者 I) は、特殊関係にない E 国の建設会社 X (輸出者 X) から工業用プラントの設計図及び計画書を文書により輸入する。</li> <li>2. 輸出者 X は、輸入者 I と締結した役務契約に基づき本邦において工業用プラントを建設するため、自社で上記輸入貨物を作成し、輸入者 I に送付</li> </ol>	

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>3. 輸出者 X は、輸入者 I が上記輸入貨物を確認した後、工業用プラントに使用される資材等を全て本邦で調達し、完成させる。</p> <p>4. 輸入者 I は、役務契約に基づき、工業用プラントの建設の対価として輸出者 X に建設費を支払うが、上記輸入貨物に係る経費は請求されていない。</p> <p>5. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されておらず、輸入者 I は上記輸入貨物の製造原価に関する資料を輸出者 X から入手して税関に提出することはできない。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <p>1. 上記輸入貨物は、外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買により輸入されるものではなく、輸入取引によらない輸入貨物であることから、関税定率法第 4 条第 1 項の規定により課税価格を計算することはできない。</p> <p>2. 上記輸入貨物と同種又は類似の輸入貨物は確認されていないことから、関税定率法第 4 条の 2 の規定により課税価格を計算することはできない。</p> <p>3. 上記輸入貨物は輸入者 I の確認を受けるために輸入される工業用プラントの設計図及び計画書の文書であり、本邦において販売されるものではなく、同種又は類似の輸入貨物も確認されていないことから、関税定率法第 4 条の 3 第 1 項の規定により課税価格を計算することはできない。</p> <p>4. 上記輸入貨物の製造原価に関する資料は利用できることから、関税定率法第 4 条の 3 第 2 項の規定により課税価格を計算することはできない。</p> <p>5. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第 4 条の 4 の規定により計算することとなるが、関税定率法施行令第 1 条の 11 第 1 号に規定する価格はない。また、同条第 2 号に規定する税關長が定め</p>	

## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財閥第 876 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る方法のうち、<u>関税定率法第 4 条から第 4 条の 3 に規定する方法を彈力的に適用する方法により課税価格を計算することもできないことから、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書一 A の 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条及び 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定の規定に適合する方法により課税価格を計算することとなる。</u></p>	
<p>6. <u>輸入者 I が役務契約に基づき輸出者 X に支払う建設費は、工業用プラントの建設に関して輸出者 X が提供する役務の対価であり、上記輸入貨物を取得するための対価ではないため、当該建設費により上記輸入貨物の課税価格を計算することはできない。</u></p>	
<p>7. <u>上記輸入貨物の課税価格を計算する方法の一つとして、紙代、輸出者 X が工業用プラントの設計及び計画を書面に写し、当該書面を印刷することに直接に要する費用といった輸出者 X が設計図及び計画書を作成するために要した費用の総額を確認できる場合には、当該総額を基に課税価格を計算することが可能である。</u></p>	

【関係法令通達】

関税定率法第 4 条の 4、関税定率法施行令第 1 条の 11、関税定率法基本通達 4 の 4-1

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。